

1 趣旨

介護保険利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、介護保険法の規定に基づき定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」及び「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」の規定により、直ちに当該利用者の家族、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならないこととされています。

つきましては、介護サービスの提供により事故が発生した場合の弥富市への報告について、次のとおり必要な事項を定め、市内介護サービス事業者の統一的な対応を図るものとしします。

なお、本取扱いについては、令和3年3月19日付け介護保険最新情報 Vol. 943「介護保険施設等における事故の報告様式等について」及び令和3年12月17日付け3高福第2031号「介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取り扱いについて（通知）」の別紙「標準例」に準じて作成しています。

2 弥富市への報告が必要な事故

次に掲げる事故については、事故原因の如何にかかわらず、すべて弥富市に連絡してください。

(1) 死亡に至った事故

(2) 対人（利用者）事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬・処置等何らかの治療が必要となった場合、離脱等による行方不明が発生した場合、利用者等とトラブルが発生した場合又は利用者等に見舞金若しくは賠償金を支払った場合

※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

※勤務医等がいる施設においては、「勤務医等がいない場合に、外部受診させる程度か否か」で判断すること。

(3) 対物事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者等の保有する財物を毀損若しくは滅失したため賠償金を払った場合又は利用者等とトラブルが発生した場合

(4) 感染症の発生

新型コロナウイルス感染症、MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核等の感染症が施設内で10名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合、又は介護サービスの利用者が感染症に罹患し他の利用者にまん延する恐れがあるため感染症防止マニュアルに基づき事業者において必要な措置をした場合

(5) 職員（従業者）の法令違反・不祥事事件等の発生

利用者の処遇に影響がある場合（例：利用者からの預かり金の横領等）

3 弥富市への報告方法

前記2に該当する事故が発生した場合は、直ちに別紙様式「事故報告書」に必要事項を記載の上、原則、きんちゃん電子@連絡帳もしくは電子メールにより弥富市役所介護高齢課介護保険グループへ提出してください。

なお、別紙様式によりがたい場合は、事業所又は施設において定めた所定の様式に替えることも妨げませんが、事故報告の標準化による情報蓄積等の観点から、別紙様式の項目を含めることとします。

また、第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに提出、遅くとも5日以内を目安に提出してください。その後、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告してください。

4 弥富市への報告先

弥富市役所健康福祉部介護高齢課介護保険グループ

電話 0567-65-1111 内線 172・173

メール kaigo@city.yatomi.lg.jp

FAX 0567-67-4011

5 留意事項

事故が発生した場合は、弥富市への報告を行う前に、直ちに利用者の家族、主治医及び居宅介護支援事業者に連絡するとともに、法令に基づく処置及び応急手当等必要な措置を施すこと。

他市町村の利用者の場合も弥富市へ報告し、利用者の市町村の介護保険主管課へも報告すること。